

大阪府監査委員告示第22号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月6日

大阪府監査委員	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫

（通知文）

令 第 4 7 7 号
平成20年5月14日

大阪府監査委員	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	大島	章	様
同	中村	哲之助	様
同	磯部	洋	様

大阪府公安委員会委員長 栗原 宏武

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<収入手続について>

- 1 監査対象機関
泉南警察署
- 2 指摘事項
歳入関係

信号機損傷の復旧に要した費用の弁償金について、調定等の収入手続を行わず、また、費用負担者が納入した当該弁償金の一部についても、収入手続を行わないまま長期間金庫内に保管しているものがあつた。

3 措置の状況

泉南警察署においては、保管していた弁償金について、平成20年1月24日に収入手続が完了しました。

今後、このようなことがないよう、会計事務担当者に対して財務規則等の周知の徹底を図りました。

また、警察本部においては、平成20年2月29日付け「公金等の適正な引継ぎについて（依命通達）」により、全所属長に対し、会計事務担当者の引継ぎを書面により確実に実施するよう指示しました。

<警察署等における物品の管理について>

1 監査対象機関

警察本部（総務部会計課・施設課）

2 委員意見

各警察署の親睦会等から無償提供を受けて署内に存置している物品について、そのほとんどが寄附採納の手続が行われておらず、公費により購入した物品等も含め統一的に管理されていない実態が散見される。

今後、これらの物品の適切な管理を行うため、関連する諸手続を整備するとともに、業務に必要な物品の調達について、十分精査されたい。
（平成18年度）

3 措置の状況

警察本部においては、本件について、平成20年3月7日付け「物品の整理等について（依命通達）」により、所属内に存置している物品の整理を行うよう指示するとともに、公費調達物品以外の物品については、所属親睦会代表者からの申請に基づき所属長がやむを得ず必要と認めた物品のみ使用を承認することとし、併せて、同代表者に物品管理簿を作成させ適正に管理させるようにしました。